

議案第14号

取手市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例について

取手市道の構造の技術的基準等を定める条例（平成25年条例第15号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年3月1日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

道路構造令の改正により条項の移動が生じたことに伴い、同令を引用する規定について所要の整理を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

取手市道の構造の技術的基準等を定める条例（平成25年条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(車線の分離等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2から6まで (略)</p> <p>7 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、<u>構造令第42条第1項</u>において準用する構造令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。</p> <p>(自転車道)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、<u>構造令第42条第1項</u>において準用する構造令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)</p> <p>第41条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、<u>構造令第42条第1項</u>において準用する構造令第39条第4項に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。</p> <p>4及び5 (略)</p> <p>(歩行者専用道路)</p> <p>第42条 (略)</p>	<p>(車線の分離等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2から6まで (略)</p> <p>7 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、<u>構造令第41条第1項</u>において準用する構造令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。</p> <p>(自転車道)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、<u>構造令第41条第1項</u>において準用する構造令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)</p> <p>第41条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、<u>構造令第41条第1項</u>において準用する構造令第39条第4項に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。</p> <p>4及び5 (略)</p> <p>(歩行者専用道路)</p> <p>第42条 (略)</p>

2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合
においては、当該歩行者専用道路の幅員
は、構造令第42条第1項において準用す
る構造令第40条第3項に規定する建築限
界を勘案して定めるものとする。

3 及び 4 (略)

2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合
においては、当該歩行者専用道路の幅員
は、構造令第41条第1項において準用す
る構造令第40条第3項に規定する建築限
界を勘案して定めるものとする。

3 及び 4 (略)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。